

藤沢市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１８日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第８４号

藤沢市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市手数料条例施行規則（平成１２年藤沢市規則第９７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表検便の項塗抹顕微鏡検査（虫卵ぎょう虫検査）の項中「１１０円」を「２５０円」に、「１６０円」を「３００円」に改め、同条第２項の表食品検査の項細菌検査の項中「３,１３０円」を「４,７００円」に、「６,５１０円」を「９,８００円」に改め、同表砂場の砂の検査の項寄生虫検査の項中「１,８２０円」を「２,９５０円」に改める。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。